

日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書

本年7月7日、「核兵器禁止条約の国連会議」において、人類史上初めて核兵器禁止条約が国連加盟国の3分の2に当たる122か国の賛成で採択され、「核兵器のない世界」への歴史的一歩を踏み出しました。

条約前文では、核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法及び国際人道法に照らして、その違法性が明確に述べられています。さらに、「核兵器使用の被害者（HI BAKU SHA）及び核実験の被害者にもたらされた容認しがたい苦難と損害に留意し」と、広島と長崎の被爆者に言及しています。

第1条では、核兵器の法的禁止の内容を定め、加盟国に核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵」などの禁止を義務付け、さらに「使用、使用の威嚇」などが禁止されています。

また、第4条では、核兵器国や核の傘の下にいる国々が参加する余地をつくり、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明確にされ、核保有国が条約に参加する道をつくっています。

核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている今だからこそ、核兵器の悲惨さを知る唯一の国の政府としての役割を果たすべく、下記の事項について強く求めるものであります。

#### 記

- 1 日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名すること。
- 2 衆議院・参議院の両院で速やかに核兵器禁止条約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月12日

岩手県陸前高田市議会